

八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び 八王子市障害者療育センター指定管理者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 八王子市健康福祉部の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市心身障害者福祉センター指定管理者及び八王子市障害者療育センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、八王子市心身障害者福祉センター及び八王子市障害者療育センターの指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

- 1 応募書類の審査、評価に関すること。
- 2 候補者の選定に関すること。
- 3 その他

(構成)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員
- (3) 同種の公立施設職員(東京都立府中療育センター)
- (4) 身体障害者相談員
- (5) 知的障害者相談員
- (6) 健康福祉部長
- (7) 健康福祉部高齢者・障害者担当部長
- (8) 健康福祉部保健担当部長(八王子市保健所長)

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は健康福祉部において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年11月30日をもって、その効力を失う。